

議第 4 号 都市計画法第 34 条第 12 号指定区域（市条例施行規則第 4 条の規定に
基づく別表第 2 関係）の廃止について（日高市決定）

都市計画法第 34 条第 12 号指定区域（市条例施行規則第 4 条の規定に基づく別表第 2 関係）の廃止について

1 概 要

都市計画法第 34 条第 12 号指定区域に係る指定手続を行った区域について、進出意向を示していた企業による指定区域の廃止の申出に伴い、市指定運用方針の規定により当該区域の廃止手続を行うものです。

2 対象区域等

大谷沢地内

- （１）区域 大字大谷沢字向山 668 番 5、671 番 1、671 番 2、671 番 3 及び 671 番 4

（※別図 1 参照）

- （２）面積 約 1.4 h a

- （３）土地利用構想 工業系地域

- （４）予定建築物等の用途 倉庫

- （５）廃止理由 建築費等の高騰による事業費全体の圧迫により、不採算事業となったためです。

別図1

